

利 用 上 の 注 意

I 商業統計調査について

1 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の根拠

統計法（昭和22年法律第18号）及び商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施される指定統計調査（指定統計第23号）である。

3 調査の範囲

日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）による「大分類J—卸売・小売業」に属する事業所を対象とする。

調査は、公営、民営の事業所を対象としており、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）や、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も対象とする。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内、有料道路内）の中にある別経営の事業所についても調査の対象とする。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、対象としない。

なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とする。

4 調査の期日

平成19年6月1日現在で実施した。

なお、商業統計調査は、昭和27年以降は2年ごと、昭和51年以降は3年ごと、平成9年以降は5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易調査を実施しており、今回は24回目の調査にあたり、5年ぶりに本調査を実施した。

5 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査経路は以下のとおり。なお、調査方法は以下の①、②による。

- ① 申告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する方法による調査員調査方式によるもの。



- ② 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式によるもの。

経済産業大臣又は都道府県知事



対象企業

6 調査項目

付録の調査票様式を参照。

II 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者または他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務のみを行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Q-サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

⑤ ガソリンスタンド

⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

（４）従業者及び就業者

平成19年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

・期間を定めずに雇用されている者

・1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者

・平成19年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

⑥ 「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請として別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

⑧ 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したものの。

（５）年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

(6) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

(7) 商品手持額

平成19年3月末現在、販売目的で保有している全ての手持商品額（仕入時の原価による）。

(8) 売場面積（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(9) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、次の条件を兼ねている場合をいい、商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは次の条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

- ・客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること。
- ・店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること。
- ・売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること。

(10) 営業時間（小売業のみ）

牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していない。

(11) 商品販売形態（小売業のみ）

- ① 店頭販売…店頭で商品を販売した場合をいう。なお、定期的に家庭を訪問又は注文を受けて配達販売するご用聞き及び一定地区を巡回するような移動販売も含む。
- ② 訪問販売…訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。
- ③ 通信・カタログ販売…カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいう。
- ④ 自動販売機による販売…商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。
- ⑤ その他…料理品の宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(12) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。なお、ガソリンスタンドについては調査を行っていない。

- ① 専用駐車場…自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。
- ② 共用駐車場…他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいう。
- ③ 収容台数…満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

(13) コンビニエンスストア

セルフサービス方式を採用し、営業時間が14時間以上で売場面積が30㎡以上250㎡未満で、飲食料品を扱っている事業所をいう。

業態分類別統計で使用するコンビニエンスストアの定義とは異なる。

(14) 業態別統計の数値について

平成19年商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について、別表の「業態分類表」のとおり、業態区分の定義に従って再集計したものである。

III その他

(1) 記号については以下のとおりである。

- ① 「-」：該当数値なし
- ② 「▲」：マイナスの数値
- ③ 「X」：1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- ④ この結果表は、本県で独自に集計したものであり、経済産業省が公表する数値とは相違することがある。
- ④ この統計表は、単位未満を四捨五入しているため、合計数値と内訳数値の計は一致しないことがある。

(2) 県民局区分については以下のとおりである。

備前県民局—岡山市 玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市
和気町 吉備中央町

備中県民局—倉敷市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 浅口市
早島町 里庄町 矢掛町

美作県民局—津山市 真庭市 美作市
新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町

(3) 回収状況

回収率は以下のとおりである。

調査対象事業所	調査票回収数	回収率	集計事業所数（うち卸・小売事業所）
24,382	23,175	95.0	23,175 (23,097)

注1：調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2：回収率は調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

注3：集計事業所数は、管理業務のみの本店又は本部を含む。

(4) お問い合わせ先

〒700-8570

岡山市内山下2丁目4番6号

岡山県企画振興部統計管理課経済統計班

(086) 226-7261・7263 (直通)